

いいだ人形劇フェスタ共催に関する要綱

(目的)

第1条 いいだ人形劇フェスタ実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、いいだ人形劇フェスタ(以下「フェスタ」という。)を盛んにし、より多くの人の参画を得ていくために、フェスタの主旨に賛同し、ともに実行していく団体、企業等との共催を行うことができる。

(共催の内容)

第2条 実行委員会が共催を行う団体は、フェスタで行う事業の主管、広報宣伝活動、フェスタに対する日常的な支援などを行おうとする団体、企業等(以下「共催団体」という。)とする。

(共催の期間)

第3条 共催は、実行委員会が共催を承認してからフェスタの毎会計年度が終了する時点までとする。

(共催団体の責務)

第4条 共催団体は、共催負担金の負担、実行委員会への人的参加、実行委員会が承認した内容の実施について責任をもって対応しなければならない。

2 共催負担金の額は、共催団体と実行委員会とが協議して定める。但し、共催負担金の用途は限定できない。

3 共催団体から参加する実行委員の立場や所属等については、共催団体と実行委員会とが協議して定める。

(共催団体の公表)

第5条 実行委員会は、共催団体について公表しなければならない。

(名義の使用許可)

第6条 実行委員会は、共催団体が実行委員会との協議により定められたフェスタに関する事業およびその事業に必要な活動を行う場合に、実行委員会または実行委員長の名義の使用を認めなければならない。

(費用の支出)

第7条 実行委員会は、共催団体が実行委員会の承認を受けた共催内容に関する事業を行う場合には、予算の範囲内において費用を支出することができる。

(共催の承認)

第8条 実行委員会は、毎フェスタごとに共催の内容に応じて共催団体を承認する。

(共催の申請)

第9条 共催しようとする団体は、実行委員会に対して共催の意思と内容を明らかにした文書を提出しなければならない。なお、文書の提出時期および様式については、別に定める。

(付則)

この要綱は、平成11年5月28日から施行する。但し、いいだ人形劇フェスタ'99においては、平成11年5月28日時点で実行委員会が共催団体として公表した団体を共催団体とする。